認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名 統指揮機大ジェア=国際地が市民の会 実績判定期間 平成31年1月1日~令和5年12月31日

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数 | チ ェック 棚 が年平均 100 人以上であること

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

		a	(b)	©	@	e	Ð
実績判定 期間内の	自	平成31年1月1 日	令和2年1月1日	令和3年1月1日	令和4年1月1日	令和5年1月1日	年 月 日
各事業年度	至	令和1年12月31 日	令和2年12月31日	令和3年12月31日	令和4年12月31日	令和5年12月31日	粂 年月日
年 3,000 円以上の の数(※)が 100 人 ある		はいいえ	けいいえ	はいいえ	はい いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

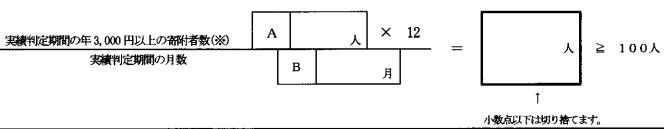
【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度があ る場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄	8 0		©	@	e	Ð		合計
附者の数(※)	人	人	人	人	人	人	Α	٨
	В	月						



(注意事項)

実練判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初 めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日 (更新時は5事業年度) となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附 者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	<u>,</u>	特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民	の会		チェック欄
2 実	綾半	『定期間における事業活動のうち次の活動の占める割 行	合が	5 0 %未満であること	1
員をロれ産(ハ	等得会らの注特の質に調恵気	場等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供 国互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員 いで行われるもの等を除く。) 場等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定 連ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の領 譲渡等を除く。) 事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に この著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、この者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	等では特定(時間)	ある活動(資産の譲渡等のうの地域に居住し又は事務所その者である活動(会員等に対く地域をいいます。 を研究、情報提供その他の活	ち対価 の他こ する 資
				実績判定期間	
	寸	一べての事業活動に係る金額等	①	(指標) 532, 054, 652 円	
	(1) or)うちイ〜ニの活動に係る金額等	2	0円	
		会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ るもの等を除く。)に係る金額等	a	0円	
	イ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	(0円	
	п	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	0円	
	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	a	0円	
	11	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 める活動に係る金額等	e	0円	
		合 計 (@+(b)+(c)+(d)+(e)	Œ	0円	□ ②^
[基準	生となる割合 (②÷①)	3	0%	

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会	チェック欄
3 運営組	歳及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	
イ 役員の	の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	'

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

	項目		最も人数が	割合	最も人数が多い「特定の法		
		40 10 11	多い「親族		人の役員又は使用人であ	割合	
		役員数	等」のグルー	(②÷	る者及びこれらの者の親	(④ ÷①)	
			プの人数	①)	族等」のグループの人数	(4) - (1)	
区	[']	1	2	3	④	⑤	
a	平成 31 年 1 月日~						
(a)	令和1年12月31日	14人	0人	0%	3人	21.4%	
Ф	令和2年1月1日~						
	令和2年12月31日	14 人	0人	0%	3 人	21.4%	
©	令和3年1月1日~						
	令和3年12月31日	15 人	0人	0%	4人	26.6%	
a	令和4年1月1日~						
W)	令和4年12月31日	15 人	0人	0%	2人	13, 3%	
e	令和5年1月1日~						
	令和5年12月31 日	14 人	0人	0%	2人	14. 2%	
Ð	年月日~年月日	人	人	%		%	
申	請 時	14 人	0人	0%	2人	14. 2%	

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	©	©	@	e	①	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい・・・いいえ	はい ・ いいえ	はい いいえ	はいいえいいえ	はい いいえ	はい ・ いいえ

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時において も記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

	項	Į	a	6	©	6	e	Ð	申請時
会計につを受けて		十士又は監査法人の監査	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はい	はいいえ	はい ・ いいえ	はいいえ
		引の記録及び帳簿書類の 1準じて行っている	けいえ	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はい いいえ	はい ・ いいえ	はいいえ

健 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	<u> </u>	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない の記載がある等の不	>支出がある、帳簿に虚偽 ぶ適正な経理の有無	有無	有無	有無	有無	有無	有・無	有無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項 について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「⑧~①」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例 えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権 は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄 には証する書類の内容を文言のとおりに記載し ます。
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の 監査を受けている」の「はい」に「○」した 場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿 書類の保存を青色申告法人に準じて行ってい る」の「はい」に「○」した場合には、第3 表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付し てください。
ニの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「②」から「①」については、イに記載する各期 間(「②」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

▍法人名│	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会	<u>a</u>	(b)	©	@	©	Ð	申請時
役員	数	14 人	14 人	15 人	15人	14人	人	14 人
	も人数が多い「親族等」のグルー)人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
又は	なも人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	3 人	3人	4人	2人	2人	人	2人

					——		の	内	訳							
						2.4.1-						就	任	等	の	
氏	名	住	所	職名		続杯	等		a	©	©	a	e	Ð	幱	就任・退任 年月日
本田	徹			理事					0	0	0	0	0		0	平13年9月14日就任
澤田	貴志			理事					0	0	0	0	0		0	平13年9月14日就任
磯田	厚子			理事					0	0	0	0	0		0	平13年9月14日就任
仁科	晴弘			理事					0	0	0	0	0		0	平13年9月14日就任
本橋	栄			理事					0	0	0	0	0		0	平13年9月14日就任
鈴木	直喜			理事					0	0	0	0	0			平 15 年 4 月 1 日就任 令 5 年 3 月 31 日退任
仲佐	保			理事					0	0	0	0	0		0	平17年4月1日就任
李(節子			理事					0	0	0	0	0		0	平19年4月1日就任
山口	誠史			理事					0	0	0	0	0		0	平 27 年 4 月 1 日就任
髙橋	志緒利			理事					0	0	0	0	0		0	平29年4月1日就任
杉下	智彦			理事					0	0	0					平30年4月1日就任 令3年3月31日退任
高木	章子			理事					0	0	0	0	0			平31年4月1日 就任 令5年3月31日 退任
湯浅	資之			理事							0	0	0			令3年4月1日 就任 令5年3月31日 退任
横田	雅史			理事							0	0	0		0	令3年4月1日就任
島田	恭子			理事									0		0	令5年4月1日就任
鈴木	有佳			理事									0		0	令5年4月1日就任
蓮尾	慶治			監事					0	0	0	0	0		0	平 13 年 9 月 14 日就任
髙塚	直子			監事					0	0	0	0	0		0	平17年4月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	活動法人シェア=国際保健協力	市民の会	
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
振替伝票	単票	毎日	10年
賃金台帳	給与ソフト(freee)使用 データ保存	毎月	7年
在庫高推移表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	10年
カンボジア会計シート	エクセル使用 データ保存	毎月	10年
東ティモール会計シート	エクセル使用 データ保存	毎月	10年
減価償却資産集計表	会計ソフト (会計王) 使用データ保存	毎日	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

	法人名	特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会	チェック欄
	4 事業	活動に関して次に掲げる基準に適合していること	,
i	イ 宗	教活動又は政治活動等を行っていないこと	"

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する 法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その 他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業 を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わない こと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 Ħ (a) **(b)** (C) **a (e) ①** 申請時 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 に反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 有・儒 有・無 有・無 有・無 有・鳥 有・無 有・無 反対する活動

項目	a	Ф	©	@	(e)	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有·無	有•無	有・無	有・無	有·無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が 当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過 少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支 配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の 利益の供与の有無	有∙鬱	有∙無	有·喬	有•등	有・無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び 事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有·無	有·無	有·無	有·無	有∙無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又 は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄 附の有無	有·雋	有· 喬	有・無	有·無	有· 無	有·無	有·雋

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま せん。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/\

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	532, 054, 652 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	532, 054, 652 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」 について、李泉費以外の 指揮により計算を行う場合に は、使用した指揮及び単位を 記載してください。

使用した指標	単位

・ <u>第出方法を具体的に示す資料を</u> <u>添付してください。</u>

=

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	1	178, 955, 671 円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	165, 317, 355 円
受入 寄附金 の充当割合 (②÷①)	3	92. 37%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(八及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

		;	役員等に対する	る報酬等の状況	,	第4表付表1
法人名		· 	特定非営利活動	法人シェア=国際	際保健協力市民の会	
の関係にあ 日を含む事 注1)「役員、 る者」 ① ② (② (③ (の	である者 (注] 「業年度開始 、社員、職員 とは次の者 役員、社員、 ①の者と婚婚 ①の者の使用 の親族」から	1)(以下「役」 始の日から申請 若しくは寄附者が が該当します。 職員若しくは寄 図の届出をしてい 引人及び使用人以 受ける金銭その他	員等」という)に 計書の提出の日ま 苦しくはこれらの者 附者若しくはこれら ないが事実上婚姻 外の者で「役員、社 也の財産によって生	三対する報酬又は新 三でに行った取引性の配偶者若しくは三 この者の配偶者若しく 関係と同様の事情によ 計を維持している者	附者又はこれらの者の配	期間及び申請書く ください。 らの者と特殊の関係 風者若しくは三親等
イ 役員等 氏	<u>に対する</u> 名	職 名	D支給の状況(ロ 法人との関係 (注2)	を除く。) 報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 都
_	3	 第4 <u>表付表</u> 1 	 役員等 に対する 	 報酬又は給与の3 	友給の状況 別紙	 - <u> </u>
	•		 述します。 亥職員 に対する糸			
集計期	- 1		月 1日 ~令和6			

(注意事項)

給与を得た職員の総数

「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。

73人

左記の職員に対する給与総額

78,028,147円

氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・ 給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
			給与	令和2年7月1日~令和2年11月15日	900, 000 円
			給与	令和1年7月1日~令和2年12月31日	3, 352, 500 円
			給与	平30年12月21日~平30年12月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和1年2月28日	
			給与	令和1年1月1日~令和1年3月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和1年4月12日	
			給与	令和1年4月1日~令和1年5月21日	
			給与	令和1年1月1日~令和1年7月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和2年12月20日	
			給与	令和1年1月1日~令和2年12月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和3年3月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和3年3月31日	
			給与	令和1年1月1日~令和3年6月30日	
			給与	令和1年1月1日~令和3年9月30日	
			給与	令和1年1月1日~令和4年6月30日	
			給与	令和1年1月1日~令和4年6月30日	
			給与	令和1年1月1日~令和4年11月30日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	
			給与	令和1年1月1日~令和6年9月17日	

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係 (注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
:				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
		-		H	
				円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

(O) KIDY VIEW (MEN	×	C 11 307			
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提供年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
		保健専門家謝金: カンボジア実動7日	令和元年 6月22-28日	70, 000 円	専門家海外派遣に関する規定に よる
		研修講師謝金: 在日外国人支援事業 結核支援員研修3回	平成31年 1月17日 令和元年 9月12日,10月30日	280,000円	東京都からの受託事業契約による
		アドバイザー謝金: 東京都福祉保健局会議	令和元年 5月9日	40,000円	東京都からの受託事業契約によ る
		研修講師謝金: 青年海外協力隊研修2回	令和元年 8月9日、11月9日	58, 200 円	JICA 研修契約による
		研修講師謝金・オン	令和3年10月31日	75,000円	
		デマンド教材作成: 青年海外協力隊研修	令和4年4月3日	130,000円	
		研修講師謝金: 通訳フォローアップ研修	令和6年 8月24日	20,000円	シェア謝金規定による
		アドバイザー謝金: 母子プロジェクトモニタリ ング・評価・報告準備 4回	平成31年 1月8,9,23,30日	20,000円	レイファンデーション(民間助成金)通訳 研修講師辦金の取り決めによる
		イベント: SHARE トーク登壇謝金	令和2年 7月17日	20,000円	イベント共催団体 NGO 労組との 登壇者謝金の取り決めによる
		保健調查専門家謝金	令和3年 5月28日,8月10日 9月22日	30,000円	専門家謝金規定による
		研修講印謝金: 青年海外協力隊研修	令和4年 10月3日	20,000円	JICA 研修契約による
		保健専門家謝金: 東ティモール実動10日	令和4年 6月23日~7月3日	100,000円	専門家海外派遣に関する規定による
		研修講師謝金: 青年海外協力隊研修3回	令和5年 1月10日、4月8日 10月7日	60,000円	JICA 研修契約による
		保健専門家謝金: 東ティモール実働6日	令和5年 6月26日~7月1日	60,000円	専門家海外派遣に関する規定に よる
		保健専門家謝金: 東ティモール実働6日	令和6年 5月25日~6月5日	60,000円	専門家海外派遣に関する規定に よる

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。) 該当なし

3 支出した寄附金(<u>実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支</u> 出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	年	月	日	支	出	金	額	寄	附	Ø	目	的	等
該当なし												円		-				

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会

チェック欄

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

1

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

* 胸 覧に ① ② ③ ※! ロ A 新 前: 次 ① ② ③	事務所において閲覧させることに同意する。 関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を繁付してください。 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のう以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ※産の籍簿等に係る事業の料金、各件その他その内容に関する事項	しない								
イ ② ③ ※ 日 名 所 二 前 次 ① ② ③ ※ 3 ※ 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のう以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
イ ② ③ ※ 日 名 新 二 か ① ② ③ ※ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	5 5 10								
イ ② ③ ※ 口 各 所 二 前 次 ① ② ③	役員名簿 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
3 ※ 口 各 引 二 前 次 ① ② 3	定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
※ 口 各 介 新 二 前 次 ① ② ③	いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
口 各i 八 新 二 前· 次 ① ② ③	認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
ハ 新 ニ 前: 次(① ② ③	附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
二 前: 次(① ② ③	事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
次 ① ② ③	の事項を記載した書類 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
① ② ③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項									
2 3										
3	姿産の護済等に採え重業の料金 各低その州その内窓に関する重頂									
	真座の版板寺に成る事業の作並、木件での他での11年に成りる事項	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項								
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項									
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引									
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら									
	の者と特殊の関係のある者との取引									
ホ ④	寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で	、当該								
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄									
	附金の額及び受領年月日									
(5)	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況									
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。)									
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項									
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日									
7	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日									

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会	
1 12/04	14/C) ET SILLAND (V -) EINVERCONTITUE (V)	

認定基準等チェック表 (第6表)

	6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること									
特定非営利沼	動促進法第28条に規	定する事業報告書等	の所轄庁への提出の	有無						
a	1	©	@	©	Ð					
有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 · 無	有 · 無	有・	無				

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利 ^{チェック欄} 益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと ✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

	a			(b)			©		a		e		(申	請時
有	•	(#)	有	•	(#)	有	· 🕮	有	•	 有	•	有	•	無	有	•

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること											チェック欄
	事業年度	月	₽~	月	日	設立年月日		年	月	目	
								_			

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

	欠格學田チェック表		
法人名	特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会		チェックキ
は認定	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	ける法	1
イ 証 た場 例認	定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過 超以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か	活動法人 しないも	又は当該
ハ 特 して 罰金	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 力団の構成員等 ^(注2)	反したこ	とにより
定款	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を結 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証		
国税 次の イ 暴	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人 力団 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	なります).
	(1) = 0.7 t		
1 イ	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその	有 (*
п	取消しの日から5年を経過しない者の有無 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5	有 •	(#)
^	年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有·	***
=	暴力団の構成員等の有無	有,	(#)
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい(いば
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい(いいは
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・	(VX)
添付 書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府景知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滯納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	(VV)
6 イ	次のいずれかに該当する法人 暴力団	はいく	11114
7 1	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・	

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人シェア=国際保健協力市民の会

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
	カンボジア: 対象地域における女性子 ども委員の管理能力向上、 包括的乳幼児健診および 調査、コミューン行政と保 健センターによる子ども の健康増進活動リソース 開発	通年	プレアと"とア計	13人	受益対象者: 5歳未満児、妊産婦 対象人数: 5歳未満児: 推定15,581名 妊産婦: 推定3,469名	8, 400 千円
適切な医療を受けることが困難な 人々への医療・保健 協力	東ティモール民主共和国: 母子保健サービス活性 化、青少年を対象とした リプロダクティブ・ヘル ス研修実施および指導者 の育成	通年	ディリ県アクウロ特別県	18 人 (うち日本 人3名)	受益対象者: 5歳未満児、妊産 場別、妊産 事務、保健 保健 中本関係 (保健 保健 中本関係 (大) 中本 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	5,669 千円
	在日外国人支援事業: 母子保健場面を中心とする医療通訳活用促進や外国人妊産婦への保健教育、情報発信などによる、在日外国人の保健医療へのアクセス改善支援		10区 (杉並、中 野、新宿、 豊島、大田、 品川、江東、 江戸川、荒川) を中心とす る東京都23 区 (東京都近 県も含む)	4人	受益対象者: 東京都 23 区を中 心に、支援が必要 な外国人妊婦や 母子(主に未就学 児)や外国人患者 と保健医療福祉 従事者 対象人数: 550 人	367 千円